

令和7年度あいりん地域環境整備事業（巡回・啓発等）業務委託

委託事業者の募集について

西成区役所では、「令和7年度あいりん地域環境整備事業（巡回・啓発等）業務委託」について、次の要項のとおり、公募型プロポーザル方式による委託事業者の選定を実施します。

なお、本事業は令和7年度大阪市予算成立前に公募を行っております。選定・事業実施にあたっては、大阪市会での令和7年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容が変更される場合や実施に至らない可能性があることをご承知おきください。

令和7年1月27日

大阪市西成区長 臣永 正廣

令和7年度あいりん地域環境整備事業（巡回・啓発等）業務委託

委託事業者 募集要項

1 案件名称

令和7年度あいりん地域環境整備事業（巡回・啓発等）業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

長年にわたり、あいりん地域（以下「地域」という。）等において懸案となっているごみの不法投棄や迷惑駐輪などの対策に取り組み、西成区内の道路、公園といった公有地を清掃し、生活環境を改善させることにより、多くの住民が安心して暮らすことができていると感じる状態を実現し、西成区のイメージアップに寄与することを目的とする。

また、本業務を実施することにより、従前から大阪市の各担当局が実施している事業を補完し、地域の住民等と行政とが協働することで、地域環境の整備は地域住民自らが担うという自治意識を醸成するとともに、本業務により生じる就労機会を活用することで西成区に暮らす生活保護受給者の自立をめざす。

これらの目的を達成するため、民間事業者が有する環境整備・環境改善に関する幅広い知識、

専門性及び創意工夫、並びに労働者雇用の経験などを活用すべく、企画提案を広く募集する。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 94,479,539 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 令和 8 年 3 月 31 日（火）

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は、全て契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

本業務の完了後、発注者の検査に合格したときは、受注者は委託料の支払いを請求することができる。ただし、受注者が希望する場合、既に履行した部分に相応する委託料相当額について、所定の手続きにより月 1 回を限度として部分払いを請求することができる。

(3) 契約書案

別紙契約書案のとおり

(4) 契約保証金等

契約保証金 大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するときは免除

保証人 否

(5) 再委託について

- ア 「令和7年度あいりん地域環境整備事業（巡回・啓発等）業務委託」契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは「本業務に係る総合企画、業務遂行管理、実施手法の決定及び技術的判断等」をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ウ 受注者は、ア・イに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- エ ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、本業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を「令和7年度あいりん地域環境整備事業（巡回・啓発等）業務委託」契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

本業務委託契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 応募資格

委託事業者の選定応募にあたっては、次に掲げるすべての条件に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 本店所在地の消費税及び地方消費税、市町村民税及び都道府県税の未納がないこと。

- (3) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (7) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。
 - ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つようにすること。なお、代表者は、業務の遂行責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申請以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
 - ウ 構成員となる全ての事業者が、上記（1）～（6）の基準の全てを満たしていること。
 - エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - オ 参加申請時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書にはそれぞれの事業者の役割分担及び活動割合を詳細かつ明確に記載すること。
 - カ 単独で応募した事業者は、他の共同体の構成員となることはできない。
 - キ 代表者を含む共同体を構成する事業者（構成員）は、複数の共同体の構成員として応募することはできない。

5 スケジュール

令和7年1月27日（月）	公募開始
令和7年2月6日（木）	質問受付締切
令和7年2月14日（金）	質問に対する回答
令和7年2月17日（月）	参加申請関係書類の提出期限
令和7年2月20日（木）	参加資格決定通知
令和7年2月28日（金）	企画提案書の提出期限
令和7年3月11日（火）	企画提案会（プレゼンテーション）
令和7年3月18日（火）	選定結果通知

令和 7 年 3 月 第 4 ・ 5 週	契約締結に向けた協議
令和 7 年 4 月 1 日（火）	契約締結・事業開始
令和 8 年 3 月 31 日（火）	事業完了

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和 7 年 1 月 27 日（月）から令和 7 年 2 月 17 日（月）午後 5 時まで

イ 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式 1－1 又は 1－2）

(イ) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可）

法人以外の団体にあつては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写しを提出すること。

(ウ) 本店所在地の市町村及び都道府県が発行する納税証明書（提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可（全税目の証明様式がない場合、直近 1 か年の「法人事業所税・法人（市町村）民税」及び「法人事業税・法人（都道府県）民税」の証明で可。営業が 1 年未満の者、若しくは非課税で本証明書が 1 か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由））

(エ) 本店管轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前 3 か月以内に発行されたもの（納税証明書その 3、その 3 の 2、その 3 の 3 のいずれか：写し可）ただし、未納の額が無いことが分かるものであること）

(オ) 共同体事業者として参加する場合は、参加申請書（様式 1－2）に記載されている添付書類を加えて提出すること。

(カ) 誓約書（様式 2）

※ 令和 4 ・ 5 ・ 6 年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は(イ)から(エ)の省略が可能。

ウ 提出部数 1 部

エ 提出場所

大阪市西成区役所市民協働課（7 階 73 番窓口）

〒557-8501 大阪市西成区岸里 1 丁目 5 番 20 号

オ 提出方法

平日の午前9時から午後5時（午後0時15分～午後1時を除く）までに持参又は送付により提出すること。

なお、送付の場合は、令和7年2月17日（月）午後5時必着とする。

また、持参又は送付以外の方法（FAX、電子メール等）での受付不可。

カ 参加資格決定通知

令和7年2月20日（木）に電子メールにより通知する。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和7年1月27日（月）から令和7年2月6日（木）午後5時まで

イ 提出方法

質問票（様式3）に記載し、西成区役所市民協働課あてに電子メールにて提出すること。

電子メール以外の方法（電話、送付、FAX、持ち込み等）での受付不可。

電子メール：tx0002@city.osaka.lg.jp

ウ 回答

令和7年2月14日（金）に本市ホームページに掲載する。（質問がない場合には掲載しない。）

(3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書はA4版とし、様式は下記に指定するとおり。

イ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおり。

(ア)	企画提案書の表紙	様式4
(イ)	企画提案書	
A	あいりん地域の特性や現状を踏まえ、地域の環境を改善させるべく、①対策を進めるにあたっての基本的な考え方、②課題解決に向けたアプローチの方法を提案すること。	様式5
B	業務委託仕様書案8(1)ア(ク)「特に不法投棄が頻発し家庭ごみの排出マナーが乱れている箇所」における、効率的、効果的といえる具体的な対策の方法について提案すること。	様式6-1
	業務履行中、マナーに反する地域住民などと接する場面において、①対応において注意すべき点、②地域住民にマナーを周知、理解させ	様式6-2

	る手法、③従事者に①②に記載の注意点や手法を実践させる方策について、それぞれ提案すること。	
	業務委託仕様書案 7 (1) (2) の業務体制について、①従事を予定している者個々の経歴、雇用形態及び社会保険の加入の予定、②欠勤への対応（バックアップ体制など）など、確実に安定した業務履行を担保する仕組み、③従事者への研修や、個人情報の保護対策について、それぞれ提案すること。	様式 6 - 3
C	就労支援において、長期離職や引きこもりなど、就労経験や社会経験が乏しく、現状として直ちに一般的な就労が難しいとされる方を、①現場に受け入れるにあたって配慮すべきこと、②効果的に就労支援を進める方法やノウハウについて、それぞれ提案すること。	様式 7 - 1
	業務委託仕様書案 7 (3) の就労支援体制について、①受注者が考える就労支援員に求められる素養や能力、②就労支援員として従事を予定する者の経歴や資格について、それぞれ提案すること。	様式 7 - 2
D	業務委託料算定書 ・金額は、アラビア数字で表示し、頭初に¥の記号を付記すること。 なお、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 ・必ず内訳がわかる算定根拠資料（明細）を添付すること。 ・共同体事業者の場合は、代表となる事業者が記載すること。	様式 8
E	法人等の概要、これまでの実績（経歴）及び受託した業務など。 ・応募者である法人等の概要が分かる資料（直近 2 年分の法人等の損益計算書及び貸借対照表の写し、パンフレット等）を添付。 ・営業が 2 年未満の者、貸借対照表もしくは損益計算書が無い場合などは、その旨を記載した理由書を提出すること。 ・応募者が共同体の場合は法人等ごとに作成すること。	様式 9
F	その他特に提案したいこと。	様式 10

【提案における留意点】

- ・いずれも、仕様書案を補足、強化する観点で記載すること。

- ・就労支援は、令和 7 年度西成区被保護者就労準備支援事業（西成版サービスハブ構築・運営事業）の事業内容、考察を踏まえて記載すること。

西成区ホームページ「西成版サービスハブ構築・運営事業」実施要綱URL

[_\(https://www.city.osaka.lg.jp/nishinari/page/0000469353.html\)](https://www.city.osaka.lg.jp/nishinari/page/0000469353.html)

- ・いずれの様式も、別紙を用いて記載しても構わない。

ウ 受付期間

参加事業者決定通知受領後から令和 7 年 2 月 28 日（金）午後 5 時まで

エ 提出部数

6 部（正本 1 部、副本 5 部 副本は写し可）

なお、正本にのみ事業者名を記載し、副本には記載しないようにすること。他の参考資料等にも事業者名の表示があれば、黒塗りするなどして、事業者が判別、推定できないようにすること。

オ 提出場所

大阪市西成区役所市民協働課（7 階 73 番窓口）

〒557-8501 大阪市西成区岸里 1 丁目 5 番 20 号

カ 提出方法

平日の午前 9 時から午後 5 時（午後 0 時 15 分～午後 1 時を除く）までに持参又は送付により提出すること。

なお、送付の場合は、令和 7 年 2 月 28 日（金）午後 5 時必着とする。

また、持参又は送付以外の方法（FAX、電子メール等）での受付不可。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、「令和 7 年度あいりん地域環境整備事業（巡回・啓発等）業務委託委託事業者選定会議」が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書を審査する。

ウ 企画提案会（プレゼンテーション）

(ア) 開催日時 令和 7 年 3 月 11 日（火）

(イ) 場所 西成区役所 4 階 会議室

(ウ) 内容・方法・集合時間など詳細は、対象事業者に別途通知する。

(2) 評価基準

選定に係る審査は、末尾に示す別表《評価基準》により、総合的に公平かつ客観的に審査する。

審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、別表《評価基準》における評価項目 A の得点が最も高い事業者を委託候補事業者として選定する。さらに、評価項目 A の得点が最も高い事業者が複数いる場合は、くじ引きにより委託候補事業者を選定する。なお、各委員の平均評価点が 60 点に満たなかった場合、その事業者は選定しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

カ 企画提案会（プレゼンテーション）を欠席した場合

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。なお、選定結果の通知は令和 7 年 3 月 18 日（火）を予定している。

(5) 業務の開始準備

令和 7 年 4 月 1 日から円滑に業務を開始できるようにするため、候補事業者選定後速やかに協議を実施する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 問い合わせ先

〒557-8501 大阪市西成区岸里1丁目5番20号

大阪市西成区役所市民協働課（7階73番窓口） 担当：井上、谷口

電話：06-6659-9933 電子メール：tx0002@city.osaka.lg.jp

別表《評価基準》

評価項目		配点	参照資料
A 業務遂行にあたっての総合的な視点・姿勢		30	様式 5
	企画提案全般において、地域の現状や特性を正確に把握できている。 事業を委託するにふさわしい考え方、姿勢が示されている。		様式6-1 様式6-2 様式7-1
B 実施方法、工夫点等について		15	様式6-1
	実施手法に実現性があり、独自性が見られる。 業務全般の計画、実施手順が妥当である。		様式6-2 様式7-1
C 生活保護受給者の就労支援について		20	様式7-1
	生活保護受給者の就労支援の受け入れ体制ができている。 実績やノウハウなど、専門性が示されており、実際に就労支援を進めることができる。		様式7-2 様式 9
D 実施体制について		15	様式6-3
	事業の継続性を有している。 実施体制について、適切な配置計画及び雇用計画が示されている。 従事者への研修、個人情報の保護対策が適切である。		様式7-2 様式 9
E 業務委託料の算定について		15	様式 8
	事業の遂行に必要な人件費や経費が、適切に見込まれている。		
F 類似業務実績の豊富さ、事業者の強み		5	様式 9
	他都市又は大阪市において、類似委託業務の企画運営等の実績がある。 本事業を円滑に遂行するための特性を有している。		
合計点		100	